

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第77条第1項
処 分 の 概 要： 道路の使用の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法第77条第2項（許可要件）、 同法第77条第3項（条件の付加） 同法第78条（許可の手続） 同法第113条第1項（道路使用許可の手数料） 道路交通法施行規則第10条（道路使用許可証の様式等）
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 別紙参照
申 請 先： 申請者は、道路使用の許可を受けるべき行為にかかわる場所を管轄する警察署の交通課（係）窓口提出してください。 その行為が、青森県内の2以上の警察署の管轄にわたるときは、いずれか一つの警察署の交通課（係）窓口提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：